

中小企業等経営強化法に基づく 先端設備等導入計画の認定申請受付のご案内

名古屋市では、市内中小企業等が、先端設備等導入計画の認定を受けて新たに取得した設備等に対して、償却資産の固定資産税を軽減します（令和9年3月31日までに取得した先端設備等）。

先端設備等導入計画の認定申請概要

計画期間	3年間、4年間又は5年間
労働生産性	計画期間において、基準年度（直近の事業年度末）比で労働生産性が年平均3%以上向上すること。 ※固定資産税の特例は別途 <u>投資利益率に関する要件</u> があります。
対象者	中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者 ※固定資産税の特例は対象となる規模要件が異なります。
対象設備	労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備 〔 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア 〕
その他	<ul style="list-style-type: none">・認定を受けるためには経営革新等支援機関の確認が必要です。・固定資産税の特例を受けるためには、認定申請の際に<u>投資計画に関する確認書及び賃上げ方針を表明したことを証する書面の提出</u>が必要です。 （固定資産税の特例は、従業員に表明した賃上げ方針の賃上げ率に応じて適用される特例率・期間が異なります。）・固定資産税の特例を受けるためには、先端設備等導入計画の認定後、税務申告が必要です。

※令和7年度の税制改正により、固定資産税の特例を受けるためには賃上げ方針の表明が必須となりました。それに伴い、令和6年度以前に賃上げ方針の表明を行わずに先端設備等導入計画の認定を受けている場合で、令和7年4月1日以降、新たに設備を取得し、固定資産税の特例の適用を受けようとする場合には、当該設備に係る先端設備等導入計画を新様式で新規申請し認定を受ける必要があります。詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご確認ください。



【名古屋市公式ウェブサイト】

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/sangyou/1026356/1026468/1035092/1026358.html>

先端設備等導入計画の認定申請の受付・お問い合わせ

計画受付・
お問い合わせ先

■申請方法

市公式ウェブサイトからダウンロードした計画書の様式等にご入力又はご記入の上、必要書類を添えて、電子メール、郵送又は持参で経済局産業労働部中小企業振興課にご提出ください。

■提出先・受付場所・お問い合わせ先

名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（経営支援担当）

千種区吹上二丁目6番3号 名古屋市中小企業振興会館6階（名古屋市中小企業振興センター）

電話：052-735-2100 電子メール：a7352100-03@keizai.city.nagoya.lg.jp

※地下鉄桜通線「吹上」駅5番出口より西へ徒歩5分

※お越し頂く際は必ずお電話で事前にご予約ください。

■受付時間

月曜日から金曜日の9:00～12:00、13:00～17:00（祝日を除く）

【先端設備等導入計画認定後の支援制度】

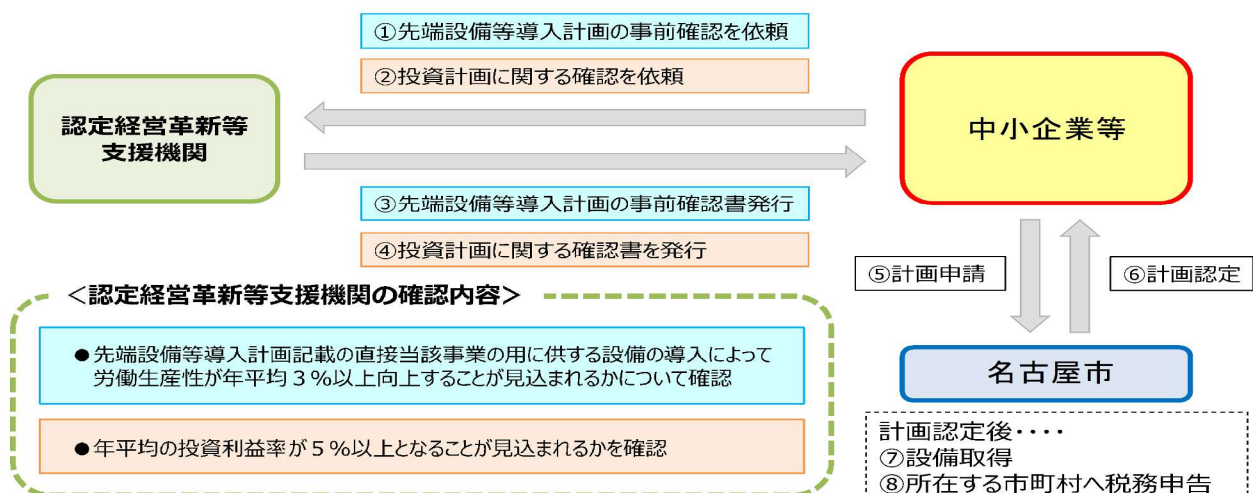
(1) 計画の認定を受けた方のうち、以下の要件を満たした方に対して、対象設備にかかる固定資産税を3～5年間軽減します。※先端設備等導入計画の認定と要件が異なります。

対象者	【個人】 ：常時使用する従業員数が1,000人以下である方 【法人】 ：資本金又は出資金の額が1億円以下である法人。資本又は出資を有しない法人の場合は常時使用する従業員数が1,000人以下である法人。 (ただし、大企業の子会社等は除く)		
対象設備	設備の種類	用途又は細目	最低価額
設備ごとの要件	機械装置	全て	160万円以上
	工具	測定工具及び検査工具	30万円以上
	器具備品	全て	30万円以上
	建物附属設備 (家屋と一体になって効用を果たすものを除く)	全て	60万円以上
共通の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資利益率が年平均5%以上の投資計画に掲載された設備であること。 ・先端設備等導入計画の認定後、令和9年3月31日までに取得すること。 ・商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供されるものであること。 ・中古資産でないこと。 		
特例率・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1.5%以上の賃上げ方針を表明した場合、3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3.0%以上の賃上げ方針を表明した場合、5年間、課税標準を1/4に軽減 		

※賃上げ方針の表明無しの場合は、固定資産税の特例措置を受けることができません。

(2) 計画の認定を受けた中小企業等は、資金調達に際し債務保証に関する支援を受けることができます。

固定資産税の特例について【スキーム図】



※経営革新等支援機関 中小企業庁のホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.html>

○固定資産税の特例に関するお問合せ

金山市税事務所償却資産課税課 電話：052-324-9809